



Title	米国MD & Aにたいする保証業務
Author(s)	岡野, 泰樹
Citation	経済學研究, 66(1), 23-32
Issue Date	2016-06-09
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/62336
Type	bulletin (article)
File Information	ES_66(1)_023-032.pdf



[Instructions for use](#)

米国 MD&A にたいする保証業務

岡野 泰樹

I. はじめに

近年、財務諸表の有する状況説明機能、将来予測機能の低下が指摘され、企業には伝統的な財務報告の枠組みを超えた、多様な非財務情報¹⁾の開示が求められてきている。かかる状況の中、財務諸表上の会計数値の基礎にある根拠や背景、事象等を、経営者自らが記述形式で解説・分析する、経営者による討議と分析 (Management Discussion and Analysis: MD&A) が、財務諸表を補足する情報として注目を集めている。

しかしながら、MD&A が投資者の意思決定に有用な情報を提供することを示唆する研究が蓄積されつつある一方で²⁾、MD&A で開示される情報の信頼性が欠如していることが問題になっている。MD&A が既出情報を繰り返す一方、重要な情報を欠いていることを示した SEC の調査³⁾は、いかにして MD&A の信頼性を確保するか、その検討の必要性を迫るものである。

米国では、その信頼性確保に向けて、早くから監査人 (公認会計士) による MD&A 保証のための枠組みが整備・運用されてきた。米国公認会計士協会 (The American Institute of Certified Public Accountants: AICPA) が公表している AT Section 701⁴⁾は、MD&A の保証業務⁵⁾

に従事する監査人に一定の指針を提供するものである。そこでは、監査人が、MD&A の表示にたいして、合理的な保証を付与する検証業務 (examination engagement) と、限定的な保証を付与するレビュー業務という、二つの保証水準の異なるサービスの提供が可能であるとされ、それぞれの業務にたいする指針が示されている。

MD&A のような非財務情報は、公認会計士にとって監査することが困難であることがしばしば指摘される中で、合理的な保証を付与するための枠組みが示され、実際にそれが運用されてきた⁶⁾ことは注目に値する。

本稿では、AT Section 701 を検討することで、MD&A の保証業務の特徴と、合理的な保証が付与可能とされていることの根拠を明らかにする。それによって、今日増加しつつある非財務情報一般にたいする、信頼性確保のための保証の枠組みを考察する手掛かりを得ることが出来るものと思われる。

II. MD&A の概要

1. MD&A とは何か

MD&A は、米国証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission: SEC) に提出が求められる書類 Form 10-K における記載事項の一種である。

1) 非財務情報についての理解は一様ではないが、本稿では非財務情報を財務諸表監査の対象となる情報以外の開示情報として理解する。

2) 例えば Bryan [1997] や伊藤 [2012] を参照。

3) SEC [2003 b].

4) AICPA [2001].

5) 正確には証明業務である。証明業務は保証業務に含まれる。

6) 運用事例は、例えば Sony Corporation [1999], p. 77 や The Goldman Sachs Group, Inc. [1999] を参照。

その大本は1968年にまで遡るとされるが⁷⁾、現在のMD&Aは、「財務諸表に表示された会計数値の基礎にある理由や背景、および既知のトレンド、事象、不確実性が将来の企業業績に与える影響等について、経営者自らが解説し、分析的な説明を行う財務報告におけるナラティブな開示媒体⁸⁾として理解される。

SEC[2003 a]によるとMD&A開示の目的は、

(1) 利用者が経営者の目を通して企業を見ることを可能にする財務諸表にたいする記述的情報を提供すること、

(2) 財務報告の全体的な開示の質の向上と利用者が財務諸表を分析する際に必要な背景情報を提供すること、

(3) 過去の業績が将来の業績予測に資するような、企業の利益、キャッシュ・フローの質、およびそれらの潜在的な変動可能性にかんする情報を利用者へ提供すること、の三つである。企業がMD&Aで開示することが要請される情報の内容については、こうした三つの目的を踏まえて、Regulation S-K Item 303⁹⁾において規定されている。

2. MD&Aの開示内容

MD&Aで開示される情報の内容について、Regulation S-K Item 303は、以下で示すように、流動性、資本源泉、経営成績、オフバランス取引、契約上の義務一覧、の五つの項目をあげ、その内容を具体的に示している¹⁰⁾。

(1) 流動性

Item 303 (a) (1) は、企業の流動性を実質的に増加または減少させると合理的に判断できる傾向、需要、契約、事象、不確実性のうち、既知の項目を明示すること、流動性を悪化させ

る場合、これを改善するためにとられた、あるいはこれからとる施策の方向を明示すること、そして流動性をもたらす内外の源泉の表示と未使用の重要な流動資産に関する討議を実施すること、を要求している。なお、ここでの流動性は、企業の資金需要に見合う十分な資金量を生み出せる能力を意味する。

(2) 資本源泉

Item 303 (a) (2) では、資本源泉について、(i) 直近の年度末時点での重要な契約であって、企業の資金的支出を伴うものについて、そのような契約の一般的な目的と、そのような支出を賄うために必要とされる資金の調達源を記載すること、(ii) 企業の資本源泉にとって、有利な、あるいは不利な既知の重要な傾向を記述すること、を要求している。また、これらの記載は、上述した(1)流動性への影響が大きい場合もあることから、合わせて討議してもよいとされている。

(3) 経営成績

Item 303 (a) (3) では、経営成績について、(i) 通常ではない事象や取引、あるいは継続事業から報告された利益に重要な影響を及ぼした経済的変化を記載すること、そしてそれらによって利益が影響を受けた程度を示すこと、さらに、重要な収益・費用項目で経営成績を理解するために必要なものを記載すること、(ii) 売上や継続事業からの利益および費用と収益の関係に、有利・不利を問わず重要な影響を及ぼす、既知の傾向や不確実性を記載すること、(iii) 価格の上昇や、販売量の増加、新製品やサービスの導入に起因すると考えられる売上や収益の重要な増加にたいして、記述的な説明を提供すること、(iv) 直近の3年間の売上や集積、継続事業からの利益にかんするインフレや価格変動の影響を説明すること、を要求している。

(4) オフバランス取引

Item 303 (a) (4) では、投資家にとって重要な、財政状態とその変化、収益あるいは費

7) 町田[1999], pp.82-83.

8) 古庄[2012], p.101.

9) SEC[2011].

10) 流動性、資本源泉、経営成績の3項目の内容については、古庄・小林[2010], pp.70-74にさらに詳細な説明がある。

用、経営成績、流動性、資本的支出、資本源泉に現在、あるいは将来、影響を及ぼすと合理的に見込まれる、オフバランス取引を説明することを要求している。また、投資者がオフバランス取引やその影響を理解できるよう、(A) オフバランス取引の性質と事業の目的、(B) 流動性、資本源泉、市場リスクと信用リスクへの備え、他の便益の観点からの当該オフバランス取引の重要性、(C) 当該オフバランス取引から生じる登録者の収益、費用およびキャッシュ・フローの額、(D) オフバランス取引の終結をもたらす、あるいは合理的にもたらす可能性が高い、既知の事象や需要、契約、傾向、不確実性や、企業に重要な便益を提供する、当該オフバランス取引の利用可能性の重大な減少、そしてそのような状況にたいして登録者がとった、あるいはこれからとる施策の方向、を含むことを要求している。

(5) 契約上の義務一覧

Item 303 (a) (5) では、(A) 長期債務、(B) キャピタルリース債務、(C) オペレーティング・リース債務、(D) 購入義務、といった契約上の義務について、一覧表で開示することを要求している。

このように、MD&A で開示される情報の内容や形式は多岐にわたるが、それらは財務諸表のような別途開示された (1) 数値の説明的記述、(2) 数値に関連する追加的事実、過去の事実にかんする説明的情報、(3) 数値による財務情報に関連する将来志向情報、の三つに大別できるとされる¹¹⁾。注意を要するのは、MD&A では、確かに企業の将来の財政状態や経営成績に影響を及ぼすような将来志向情報が開示されるものの、そこで開示が要求されるのは、基本的には、契約によって確定している将来の支出額のような、現在の事実であるということである¹²⁾。

以上のことから MD&A で開示される情報の特徴をまとめると、それは財務諸表を補足する¹³⁾役割を果たす定性的・定量的な情報であり、主として既に発生した過去の事象を対象としたものであるとすることができる。

Ⅲ. MD&A にたいする保証の概要

1. 制度としての保証

制度としての MD&A にたいする監査人の関与は、AU-C Section 720¹⁴⁾において一定の規定が置かれている。そこでは、監査人にたいし、MD&A に含まれている情報を通読し、それが監査済み財務諸表に含まれている情報と一致しているか、財務諸表監査実施中に得られた企業等に関する知識に基づいて、事実の著しい虚偽表示を含んでいないかどうかを評価することが要求されている。ただし、こうした要求は、MD&A 自体を直接保証することを意図したものであるのではない。それはあくまでも財務諸表監査の枠組みの中で実施されるものである。

2. 任意契約としての保証

上述したように、米国では制度としては、MD&A を監査・保証することは要求されていないが、企業の任意契約のもとで MD&A を保証するための枠組みが用意されている。本稿で検討対象とされるのも、こうした任意契約としての保証である。

AT Section 701 は、任意契約のもとで、MD&A の保証業務に従事する監査人に一定の指針を提供するものである。そこでは、少なくとも最新年度の財務諸表監査が実施されていること

11) 尾崎[2002], p.46。

12) 同上, p.27。

13) 財務諸表の補足とは、財務諸表において報告された金額にたいする追加的な説明と財務諸表における情報の原因となった状況や事象を説明することを意味する (IASB[2005], par.42)。なお、補完とは、財務諸表において報告されない事業とその業績に関する財務情報および非財務情報を提供することと理解される (IASB[2005], par.43)。

14) AICPA[2010]。

を条件に (par.06), 監査人が, MD&A の表示にたいして, 合理的な保証 (高い水準の保証) を付与する検証業務と, 限定的な保証 (中位水準の保証) を付与するレビュー業務という, 二つの保証水準の異なるサービスの提供が可能であるとされ, それぞれの業務にたいする指針が示されている。

以下ではこれら 2 種類の業務のうち, 運用事例のある検証業務の枠組みを取り上げて, その特徴を検討することとする。

IV. AT Section 701 の検討

1. 保証命題

AT Section 701 によると, 検証業務の目的は, 以下の 3 点を報告することによって, MD & A の表示に全体として意見を表明することにある (par. 05)。

- a. MD&A は, SEC によって採択された規則と規制の要求する要素を, 全ての重要な点において, 含んでいるかどうかを報告する。規則と規制の要求する要素には, 流動性と資本源泉の討議を含めた, 組織の財政状態, 財政状態の変化, 経営成績の討議が含まれる。
- b. MD&A に含まれる過去の取引における財務数値は, 全ての重要な点において, 財務諸表から正確に抽出されているかどうかを報告する。過去の取引における財務数値が財務諸表から正確に抽出されているかどうかは, 財務諸表本体 (注記を含む) とその付属明細表から抽出された数値と, 財務諸表に含まれる要素, 勘定, 項目を支持する基礎にある記録から抽出された数値の双方が含まれる。
- c. 経営者が利用した企業の基礎にある情報, 判断, 見積もり, 仮定は, MD&A に含まれる開示にたいして合理的な基礎を提供しているかどうかを報告する。経営者が利用した企業の基礎にある情報や, 判断, 見積もり, 仮定が, MD&A に含まれる開示にたいして合理的な基礎を提供しているかどうかは, 経営

者による MD&A の開示基準の解釈と, そこに含まれる情報の目的適合性にかんする経営者の判断, 報告された情報に影響する経営者によってなされた見積もりや仮定の検討を必要とする。

このように, MD&A にたいする保証業務では, a から c の三つの保証命題, すなわち, 開示されている要素の「網羅性」, 財務数値抽出の「正確性」, 経営者による見積もりや仮定の「合理性」, という保証命題全てを立証することをもって, MD&A の表示全体の「適正性」を保証しようとする考えが見られる。複数の保証命題を立証することで全体として意見を表明しようとする考えは, 保証可能な側面が異なる, 多様な情報が含まれる MD&A を保証するのに適した考えと言えるだろう¹⁵⁾。また, MD & A で開示される将来志向情報は, c の保証命題を立証するという目的に限り検証されるという点に注意が必要である (par.25)。MD&A で検証の対象とされる情報は, 基本的に過去情報なのである。

2. 保証主体

MD&A にたいする保証業務の実施者は, 公認会計士である。MD&A にたいする保証業務の実施者として公認会計士が適切な資質を備えているかどうかの一つの判断基準は, 公認会計士の有する専門性にあると考えられる。伝統的に財務諸表監査に従事してきたことから明らかなように, 公認会計士の専門性は, 基本的に会計情報と結びつけられている。したがって, 公認会計士が MD&A にたいする保証業務を実施するための専門性を備えているか否かは, MD&A と会計情報との乖離の程度によって考えることができよう。

上述したように, MD&A で開示される情報

15) 例えば予測情報は, その「妥当性」という側面を保証することは可能でも「正確性」という側面を保証することは困難であろう。

は多岐にわたるが、それらは基本的に財務諸表と結びつけられた情報であり、会計情報の一つと考えることができるように思われる。例えば、MD&A における流動性は、企業の資金需要に見合う十分な資金量を生み出せる能力を意味していたが、尾崎[2002]によると、流動性にかんする情報は、流動資産や流動負債に代表されるように、従来も貸借対照表において開示されてきたものである¹⁶⁾。MD&A における流動性情報は、資金量を生み出せる能力を、現在または将来の企業の状況と関連させて開示したものであるが、こうした将来志向情報は、理論的には貸借対照表に表示された流動資産や流動負債の数値を修正することでも提供可能である¹⁷⁾。

このように、MD&A に含まれる情報と会計情報の乖離の程度は比較的低いものと考えられる。したがって、業務実施者としての公認会計士は、適切な専門性を備えていると言えよう。

3. 保証方法

保証業務の実施者は、保証業務要点に応じて十分かつ適切な証拠を入手するために必要な保証手続を実施しなければならない。AT Section 701 では、立証すべき保証業務要点（アサーション）として以下の四つを提示している（par. 34）。

- a. 発生
- b. 財務諸表との首尾一貫性
- c. 完全性
- d. 表示と開示

発生のアサーションは、報告された取引や事象が一定の期間の間に発生したかどうかに関心をあて、財務諸表との首尾一貫性のアサーションは、a. 報告された取引や事象、そして説明が財務諸表と首尾一貫しているか、b. 過去の取引における財務数値は財務諸表や関連した記

録から適切に抽出されているか、c. 非財務的なデータは関連した記録から正確に抽出されているか、の三つに焦点をあてる（par. 35）。

完全性のアサーションは、企業の財政状態（流動性や資本源泉を含む）や、財政状態の変化、経営成績、資本源泉にかんする重要な契約を理解するのに必要な取引や事象の記述が、MD&A に含まれているかどうか、そして既知の事象、取引、状態、傾向、要求、契約あるいは、これらの項目に重要な変化をもたらすであろう、あるいはもたらす可能性のある、不確実性が MD&A に適切に記述されているかどうかに関心をあてる（par. 36）。

そして、表示と開示のアサーションは、MD&A に含まれる情報が適切に分類、記述、開示されているかどうかに関心をあてるとされる（par. 38）。

また、保証業務要点を立証するための保証手続については、通常実施すべき手続として、以下の 12 の手続があげられている（par. 60）。

- a. MD&A を通読し、監査済み財務諸表との首尾一貫性にたいして内容を比較する。つまり、財務数値と監査済み財務諸表や関連した会計記録・分析とを比較したり、開示された項目の増減や割合を再計算する。
- b. 非財務的な数値と監査済み財務諸表を比較する。また、他の記録があれば、非財務的な数値と他の記録を比較する。
- c. MD&A における説明が財務諸表監査の間に得られた情報と一致しているかどうか検討する。つまり、質問（役員や他の営業領域に責任を有する者への質問を含む）や顧客記録の調査による監査調書における情報によって支持されることのない説明をさらに調査する。
- d. 実在性、発生、あるいは MD&A において開示された予期された事象、取引、状況、傾向、要求、契約、そして不確実性を支持する、内部で生み出された文書（例えば、分散分析、売上分析、賃金コスト分析、あるい

16), 17) 尾崎[2002], p. 34。

- は、サービス価格表、ビジネスプランなど）や外部で生み出された文書（例えば、通信の文書、規約文書、あるいは融資契約書など）を検証する。
- e. 利用可能な将来志向の財務情報（例えば、予算や販売予測、材料、労務、諸経費の予測、資本的支出の要求、そして財務予測と見積もりなど）を獲得し、将来志向の MD&A 情報と比較する。経営者に将来志向の財務情報を作成するために用いた手続にかんして質問する。基礎的な情報、判断、見積もり、そして仮定が、事象や取引、状態、傾向、要求、契約そして不確実性の MD&A の開示にたいして合理的な基礎を提供しているかどうか評価する。
- f. 前期に関連した利用可能な将来志向の財務情報の獲得と予測された金額と実際の結果とを比較することを検討する。
- g. 企業の流動性や資本源泉に影響を及ぼす将来の計画や見込みについて（販売やマーケティング、製造のような）営業領域、財務や会計事項に責任を有する役員等に質問する。
- h. 産業動向やインフレ、そして価格変動にかんする外部情報の獲得とそれらの情報と関連する MD&A 情報を比較することを検討する。
- i. MD&A における情報と SEC によって採用された規則・規制とを比較し、MD&A の表示がそれらの規則において要求された要素を含んでいるかどうか検討する。
- j. MD&A に影響する可能性がある事項を識別するために、重要な事項に関する役員会議や他の委員会の議事録を通読する。つまり、そのような事項が適切に MD&A において取り組まれているかどうか検討する。
- k. SEC にたいする企業のこれまでの対応と提出書類のレビューに基づいて受け取った SEC からのコメントの程度を経営者に質問する。つまり、そのようなレビューにかんする企業と SEC の間の対応を通読する。

- l. 過去と将来の帰結を扱う公表文書（例えばプレスリリースや四半期報告書）と関連した補助文書を入手する。つまり、MD&A がそのような文書と首尾一貫しているか検討する。
- m. 他の利用可能な公表情報（例えば、アナリストによる報告書やニュース記事など）を獲得することを検討する。つまり、それらの情報と MD&A とを比較する。

このように MD&A の検証業務における保証手続は、文書間の照合や質問、データ分析等から構成されている。その特徴として、財務諸表監査と関連付けられた手続が規定されていること、組織外部、あるいは期をまたぐ、広範な情報源から証拠を得るための手続が規定されていることが指摘できよう。これは、MD&A が財務諸表を補足する役割を担うものであること、そこには経済状況や産業動向のような広範な情報が含まれることを反映するものである。

4. 保証水準

MD&A にたいする検証業務は、合理的保証を付与する業務とされており、その保証水準は高いものであると考えられる。非財務情報にたいする保証の実施が困難であることが指摘される中で、合理的保証が付与可能とされていることは注目に値する。ここで保証水準の決定要素を検討することで、MD&A に合理的保証が付与可能とされる根拠を明らかにしておくことは、いかなる非財務情報にたいして合理的保証が付与可能かを識別するためにも有用であろう。

内藤[2015]によると、保証水準は、保証手続、保証命題の明瞭さ、主題情報の操作性、業務実施者の専門性という、四つの要素によって決定される¹⁸⁾。

まず、保証水準は保証手続の精度の高さに

18) 内藤[2015], pp.268-269.

よって影響を受けるとされる。精度の高い保証手続とは、高い証明力を有する監査証拠を入手する手続を意味する。保証手続には、実査や立会、確認、質問のような特定の情報に適用される個別手続と、文書間の照合のような情報全体に適用可能な一般手続がある。個別手続は組織外部から証拠を入手し、情報を検証する手続であり、一般手続は、組織内部の証拠によって情報を検証する手続である¹⁹⁾。一般的に組織外部から入手される証拠は、組織内部から入手される証拠よりも証明力は高いとされるため、個別手続は一般手続よりも精度の高い保証手続と考えることができる。

次に、保証水準は保証命題の明瞭さによっても影響を受けるとされる。保証命題は検証の対象であり、客観的に証明できる程度が高いほど明瞭さが高く²⁰⁾、付与可能な保証水準も高くなる。また、保証命題が情報の場合は、用いられる情報作成規準によっては、保証命題が一つに定まったとしても、それを表す情報（主題情報）は一つに定まるとは言えないため、情報の操作性を考慮する必要がある²¹⁾。事実と情報との対応関係の間に、主観性が入り込む余地が少ない情報作成規準は、情報の操作性が低く、付与可能な保証水準も高くなると言える。

さらに、保証水準は業務実施者の専門性によっても影響を受けるとされる。業務実施者が保証命題に精通している者であるほど、付与可能な保証水準は高くなる²²⁾。

これら四つの視点から MD&A にたいする保証業務を見ると、まず、保証手続について AT Section 701 では、文書間の照合のような一般手続のみならず、通信の文書や契約書のような組織外部で作成された文書の調査、あるいは産業動向やインフレ、価格変動にかんする情報の

獲得といった、組織外部の情報源から証拠を入手する個別手続の実施が規定されており、精度の高い保証手続の実施が求められていることが理解できる。

次に、保証命題の明瞭さについて、AT Section 701 で示された三つの保証命題（開示されている要素の「網羅性」、財務数値抽出の「正確性」、経営者による見積もりや仮定の「合理性」）を見ると、そこには明瞭さの程度に差があるように思われる。経営者による見積もりや仮定の「合理性」は、開示されている要素の「網羅性」や財務数値抽出の「正確性」と比較して、主観性が高く、明瞭さは低い。したがって、業績予測のような、経営者による見積もりや仮定が含まれる情報の割合が増加すれば、保証命題の明瞭さは全体として低いものとなる。ただし、先に見たように、MD&A において、かかる情報の開示はその中心を占めるものではない。

さらに、MD&A は情報であるため、主題情報の操作性を考慮する必要がある。既に見たように MD&A を作成するための指針は、開示項目や内容を詳細に規定する等、細則主義的な性格が強く、その適用に際して主観性が入り込む余地が少ない。そのため、主題情報の操作性は低いと言える。

最後に、業務実施者の専門性については、MD&A が会計情報に近い性質を持つことから、MD&A にたいして保証業務を実施する業務実施者の専門性は高いと言える。

以上の検討をまとめると、MD&A にたいする保証業務は、保証命題の一部に保証水準を低下させる要因を含んでいるものの、保証手続の精度の高さ、主題情報の操作性の低さ、業務実施者の専門性の高さから合理的な保証が付与可能とされていることが理解できる。

19) 保証（監査）手続と証拠の入手源泉の理解は長吉[2008]、p.50 に拠っている。

20) 内藤[2015]、pp.266-267。

21) 同上、p.267。

22) 同上、p.268。

5. 保証結果

保証報告書は、保証結果を利用者に伝達する唯一の手段である。そのため、保証報告書に

は、少なくともその保証が、何を（保証命題）どれだけ（保証水準）保証したものが、利用者に理解可能な形で明示されている必要があるだろう。

AT Section 701によると、MD&Aにたいする保証業務の結果を利用者に伝達する標準的な保証報告書は、以下のような形をとる(par. 114. 1)。

[導入区分]

我々は、企業の[登録されたステートメントや文書]の中に[その一部として]含まれる、XYZ社のMD&Aを全体として検証した。経営者は、SECによって採用された規則及び規制に従ってMD&Aを作成するという責任を負っている。我々の責任は、検証に基づいて、MD&Aの表示に対する意見を表明することにある。我々は20X5年と20X4年の12月31日付のXYZ社の財務諸表について、米国で一般に認められた監査基準に準拠して監査を行った。また、20X5年12月31日で終了する3年間のうち、それぞれの年において、また20X6年X月X日において、我々は報告書の中でそれらの財務諸表に関して無限定適正意見を表明している。

[範囲区分]

MD&Aに関する我々の検証は、AICPAによって発行された証明業務基準に準拠して行われた。したがって、その表示における過去の取引における財務数値、および開示を支持するような証拠に関する検証を含んでいる。当該検証はまた、含めるべき情報の関連性についての経営者の重要な判断、及び報告された情報に影響を与えるような見積もりや仮定にたいする評価を含むものである。我々は、我々が表明する意見に、当該検証が合理的な基礎を与えていると信じている。

[説明区分]

MD&Aの作成では、基準を解釈し、含めるべき情報の目的適合性について判断し、報告さ

れた情報に影響を与える見積もりや仮定を考慮することが経営者に求められる。MD&Aは、発生した、あるいは発生すると予想される取引や事象が将来与える影響の見積もり、流動性や資本の予想される源泉、営業の傾向、契約及び不確実性にかんする情報を含んでいる。将来における実際の結果は、現時点でのこの種の情報にたいする経営者の評価とは実質的に異なる可能性がある。なぜなら、事象や状況は予想通りに生じないということがよくあるからである。

[意見区分]

我々の意見によれば、企業のMD&Aの表示は、すべての重要な点において、SECによって採用された規則や規制で求められる諸要素を含んでおり、過去の取引における財務数値は、すべての重要な点において、財務諸表から正確に抽出されており、企業に関する基礎となる情報、判断、見積もり及び仮定は、MD&Aの開示に合理的な基礎を提供している。

導入区分では、保証対象と、経営者・監査人それぞれの責任が示され、範囲区分では、検証業務の内容・範囲についての概説と、意見表明のための合理的な基礎を得たことが示されている。また、説明区分では、将来志向情報を含むMD&Aの特徴を考慮し、利用者にそれらの情報の特性にたいして注意を喚起している。最後の意見区分では、三つの保証命題にたいして、合理的保証を表す、積極的な形式によって結論を表明している²³⁾。このように、MD&Aにたいする保証業務の保証報告書では、保証命題と保証水準が、利用者に理解可能な形で明示されていると考えることができる。

23) 合理的な保証を表す積極的な結論表明方式では、保証の主題の正否が明示的に述べられるのに対し、限定的な保証を表す消極的な結論表明方式では、保証の主題の正否を意見として表明するのではなく、その意見の根拠の一部が結果として報告される（内藤[2012]，pp.29-31）。

V. 結語

本稿で明らかになった MD&A にたいする保証業務の特徴を概括すると次のようになる。まず、MD&A は財務諸表を補足する役割を果たす定量的・定性的な情報であり、主として既に発生した過去の事象を対象とするものであることが確認された。AT Section 701 では、こうした特徴をもつ MD&A にたいして、開示されている要素の「網羅性」、財務数値抽出の「正確性」、経営者による見積もりや仮定の「合理性」、という三つの保証命題を立証することで、MD&A を全体として保証しようとする考えが示されていた。このような考えは、多様な情報が開示される MD&A の特徴を反映したものであり、非財務情報を保証する際の考え方として積極的に肯定されよう。また、AT Section 701 では、保証報告書の説明区分の存在からも理解出来るように、将来志向情報の検証にたいする慎重な姿勢が見られた。MD&A で検証対象となる情報は基本的に過去情報である。

保証水準については、保証命題の一部に水準を低下させる要因を含んでいるものの、保証手続の精度の高さ、主題情報の操作性の低さ、業務実施者の専門性の高さから、合理的な保証が付与可能とされていることが理解された。しかしながら、古庄[2012]によると、近年、MD&A には、財務諸表の補足機能に留まらない、補完機能の拡充が求められてきている²⁴⁾。財務諸表を補完する情報には、経営戦略や製品開発、環境、従業員情報といった、財務諸表が網羅できない、企業活動の諸側面を表すような情報が含まれる²⁵⁾。これらの情報の中には、予測的な情報や、質的にしか表現出来ない情報も含まれ、それらの開示が増加するとすれば、保証命題の明瞭さは低下する可能性が高い。また、財務諸表を補完する情報の中には、会計情報からの乖離の度合いが強いものも含まれ、それら

の開示が増加するとすれば、業務実施者としての公認会計士の専門性も低下することとなる。MD&A にたいして今後も合理的な保証を付与するためには、保証命題の変更や限定、それに対応した保証方法と保証報告書の開発が必要とされよう。

参考文献

- AICPA[2001]AT Section 701, *Management's Discussion and Analysis*.
- _____ [2010]AU-C Section 720, *Other Information in Documents Containing Audited Financial Statements*.
- Bryan, S.H.[1997]"Incremental information content of required disclosures contained in management discussion and analysis"*The Accounting Review* Vol.72 No.2, pp.285-301.
- IASB[2005]Discussion Paper, *Management Commentary*, A Prepared for the IASB by Staff of Its Partner Standards-Setters and Others.
- SEC[2003 a]Release No.33-8350, *Interpretation: Commission Guidance Regarding Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations*.
- _____ [2003 b]*Summary by the Division of Corporation Finance of Significant Issues Addressed in the Review of the Periodic Reports of Fortune 500 Companies*.
- _____ [2011]Regulation S-K, CFR 229.303.Item 303, *Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations*.
- Sony Corporation[1999]*Annual Report*. (Available at: http://www.sony.net/SonyInfo/IR/library/ar/qfhh7c000000g783-att/ar_sony_1999.pdf)
- The Goldman Sachs Group, Inc.[1999]*Report of Independent Accountants on Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations*. (Available at: <http://www.goldmansachs.com/s/prospectus/Report.html>)
- 伊藤健顕[2012]「MD&A 情報の将来予測能力」『企業会計』Vol. 64, no. 10, pp. 109-120.
- 尾崎安央[2002]「アメリカ連邦証券法規制における MD &A 制度の生成—経営者による財務状況と経営成果に関する討議・分析情報の開示—」『早稲田法学』第 77 卷 3 号, pp. 19-53.

24) 古庄[2012], pp. 26-27.

25) 同上, p. 25.

内藤文雄[2012]『財務情報等の監査・保証業務』中央経済社。

———[2015]「監査・保証業務の概念モデル」内藤文雄編著『監査・保証業務の総合研究』中央経済社, pp.257-270。

長吉真一[2008]「監査証拠, 監査要点および合理的な基礎の相互関係」『会計論叢』第3号, pp.43-63。

古庄修[2012]『統合財務報告制度の形成』中央経済社。

古庄修・小林直樹[2010]「米国における財務諸表外情報の開示と保証」山崎秀彦編著『財務諸表外情報の開示と保証—ナラティブ・リポーティングの保証—』同文館出版, pp.67-89。

町田祥弘[1999]「MD&A 開示と監査需要論」『産業経理』Vol.53, no.3, pp.82-91。